

令和5年度(2023年度)  
**大阪府豊能地区**  
**公立学校事務職員(府費負担職員)**  
**採用選考受験案内**

第1次選考実施日

令和4年(2022年)10月22日(土)

受付期間

○インターネットによる電子申込

令和4年(2022年)9月1日(木)午前10時～

令和4年(2022年)9月16日(金)午後5時(まで受信分有効)

※郵送及び持参による申込は受け付けません。

令和4年(2022年)9月

大阪府豊能地区教職員人事協議会

この選考は、大阪府豊能地区(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)の公立小学校・中学校・義務教育学校で事務職員として職務に従事する職員を採用するために実施するものです。

求める人物像

**溢れる情熱** 魅力ある学校づくりに向けて熱い思いをもち、学校運営に積極的に参画できる人

**輝く創造性** 柔軟な発想力と幅広い視野をもち、主体的に行動できる人

**豊かな人間性** 人とのかかわりを大切にし、子どもや保護者、地域の方々と信頼関係を築ける人

1 受験資格、選考方法及び採用予定者数

受験資格【共通要件】

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しないこと。(5項参照)

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを以外)に該当しないこと。(5項参照)

|             | 受験資格【選考区分別要件】  | 選考方法   | 採用予定者数 |
|-------------|--|--|--------|
| 一般選考        | 平成5年(1993年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた者。   | 第1次選考<br>一般教養試験<br>(択一式・2時間)<br>第2次選考<br>小論文、集団討論、個人面接 | 8名程度   |
| 障害者を対象とした選考 | 平成4年(1992年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた者。<br>身体障害者手帳、療育手帳(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害者と判定された人を含む。)、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けていること。 | 第1次選考<br>一般教養試験<br>(択一式・2時間)<br>第2次選考<br>小論文、個人面接      |        |

- ※ 国籍・学歴は問いません。ただし、日本国籍を有しない人で在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。
- ※ 重複して申し込むことはできません。同一人から複数の申し込みがあった場合（重複申込）、その人からの申し込み全てを無効として取り扱い、失格とします。
  - 【無効となる申し込み例】
    - ・同一人からの「一般選考」及び「障害者を対象とした選考」への重複申込
- ※ 点字で受験する場合等については、試験終了時刻が1時間程度遅くなる場合があります。
- ※ 「障害者を対象とした選考」の受験者は、第1次選考（10月22日）当日の受付で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真・名前・生年月日が記載されたページ）いずれかの原本確認及びコピーの提出をお願いいたします。
- ※ 障害がある人等で、試験会場において受験上の配慮を必要とする場合は、「採用選考申込書」の受験配慮事項の記入欄に必要事項を記入（入力）してください。

## 2 選考日程及び試験内容

| 試験    | 試験方法   | 試験日時                                       | 試験内容   | 配点   |
|-------|--------|--|--|------|
| 第1次選考 | 一般教養試験 | 令和4年(2022年)10月22日(土)<br>午前9時45分集合          | 試験時間：2時間<br>択一式・40問<br>時事・社会・自然に関する一般知識を問う問題<br>文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 | 100点 |
| 第2次選考 | 小論文    | 令和4年(2022年)11月14日(月)<br>午前9時45分集合(予定)      | 試験時間：1時間(800字程度)<br>当日課題を提示し、それについて記述する。                                     | 120点 |
|       | 集団討論   | 令和4年(2022年)11月14日(月)、<br>15日(火)<br>指定された日時 | 試験時間：35分程度<br>当日定められた討論の課題に対して協調して議論し、グループとしての考え方や結論をまとめる。                   | 120点 |
|       | 個人面接   | 令和4年(2022年)11月14日(月)、<br>15日(火)<br>指定された日時 | 試験時間：15分程度   | 120点 |

会場はいずれも豊能地区内会場を予定しています。第1次選考会場は受験票送付時に通知します。第2次選考の会場は第1次選考合格者に別途通知します。

集団討論および個人面接は、同日に実施します。11月14日(月)と、11月15日(火)のいずれか1日を予定しており、集合時刻を指定して実施します。

## 3 結果発表

### (1) 発表時期

第1次選考：令和4年(2022年)11月4日(金)

第2次選考：令和4年(2022年)12月2日(金)

### (2) 発表方法

結果発表当日、受験者本人あてに結果通知書を発送します(普通郵便にて送付)。また合格者の受験番号を、大阪府豊能地区教職員人事協議会ホームページ(<https://toyono-jinjikyoo.com/>)にて発表します。

※ 「合格」とは、大阪府豊能地区教職員人事協議会が定める一定の基準に達したと判定されたことを意味します。ただし、第2次選考で「合格」した場合であっても、直ちに採用を意味するものではありません。

※ 第1次選考、第2次選考ともに、全てのテストを受験した人を有効受験者とします。指定されたテストをひとつでも有効に受験しなかった場合は辞退とし、合否判定の対象とはなりませんので、結果通知を送付しません。

### (3) 選考結果の情報提供

第1次選考及び第2次選考の不合格者（指定されたテストをひとつでも有効に受験しなかった人を除く。）には、選考結果の合計得点を結果通知書に記載し、情報提供します。

※ 電話による可否の問い合わせには回答できません。

※ 受験資格がない場合や、申込書類の記入（入力）事項が正しくない場合、また採用するに相応しくない非遵行等が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

## 4 勤務の条件等

(1) この選考による採用者は、大阪府豊能地区のいずれかの市町の公立小学校・中学校・義務教育学校事務職員として、令和5年(2023年)4月1日から勤務していただきます。ただし欠員状況等により採用が令和5年度(2023年度)途中になる場合があります。

(2) 初任給は、令和4年(2022年)4月1日採用者で年齢18歳、高等学校等卒業の場合、月額171,600円程度（地域手当含む。）です。（月額は、大阪府人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります。）また、経歴その他に応じて一定の基準により加算されます。なお、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし勤務する学校によって若干異なる場合があります。

※ 日本国籍を有しない人で在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。

※ 採用は全て条件付で、原則として採用から6ヶ月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。（地方公務員法第22条第1項）

## 5 申込方法

インターネットによる電子申込

受付期間：令和4年(2022年)9月1日(木)午前10時から令和4年(2022年)9月16日(金)

午後5時までの受信分有効

申込方法：大阪府豊能地区教職員人事協議会ホームページ (<https://toyono-jinjikyo.com/>) から、「電子申込システム」にアクセスし、申し込んでください。

受験票の交付：受験票は9月30日(金)以降に電子申込システムからダウンロードできます(PDFファイル形式)。受験票は、第1次選考(10月22日)当日に必要となりますので、電子申込システム上から必ず印刷して持参してください。なお10月7日(金)までに受験票がダウンロードできない場合は大阪府豊能地区教職員人事協議会事務局(06-6858-3341)まで、必ずご連絡ください。

※ インターネットで申し込むには、連絡が取れるメールアドレス、受験票を印刷するためのプリンター(A4版の用紙に印刷できるもの)とPDFファイルを表示・印刷可能なソフトが必要になります。

※ 受験票をダウンロードの上、A4サイズ用の紙に印刷してください。

※ プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用するなど各自で対応してください。

※ 受付期間中いつでも申し込めますが、システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

※ 締め切り間際はシステムへのアクセスが集中し、受付期間中に処理できない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込んでください。

※ 手続き完了後すぐに、「整理番号」と「パスワード」を記載したメールが届かなければ、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。迷惑メール対策等を行っている場合は、toyono-jinjikyo@s-kantan.comからのメールを受信できる設定にしてください。

※ 障害を事由として、電子申請での申込が困難な場合は、郵送による出願を受けつけます。郵送による出願を希望される場合は、出願書類をお送りしますので、P.4に記載している問い合わせ先までご連絡ください。同時に受験票の交付方法等をご案内します。

## 6 注意事項

(1) 受験票のダウンロード開始日は、メールでお知らせします。ダウンロード後、A4サイズの用紙に印刷してください。印刷した受験票に、3ヶ月以内に撮影した鮮明な写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に受験番号と名前を記入。)及び120円分の切手を貼付し、署名のうえ選考会場に持参してください。

(2) 虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、申し込み後、記載内容の変更はできません。

(3) 選考会場への自動車(二輪車を含む。)、自転車での来場は禁止します。(ただし、自動車でなければ選考会場に

行くことができない人で、「採用選考申込書」に駐車場を必要とする旨を記載し、大阪府豊能地区教職員人事協議会から承諾を得ている場合は除きます。）

- (4) 選考会場への電話照会は禁止します。
- (5) テスト中は、別途指定する携行品以外使用できません（携帯電話等を時計がわりとして使用することも禁止します。また、録画、録音機能のある機器の使用も禁止します。）。
- (6) 第2次選考の合格者に、採用希望を調査したうえで豊中市教育委員会、池田市教育委員会、箕面市教育委員会、豊能町教育委員会、能勢町教育委員会への採用先の決定を行います。ただし、必ずしも希望にそえるとは限りません。
- (7) 申込書等に記載された情報は、大阪府豊能地区公立学校事務職員採用選考以外の目的には一切使用しません。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、選考会場内では選考試験実施中も含め常時マスクの着用をお願いいたします。また、会場内の建物に入る前のアルコール消毒にご協力ください。

## 7 昨年度の選考結果

|             | 受験者数 | 第1次選考合格者数 | 最終合格者数 |
|-------------|------|-----------|--------|
| 一般選考        | 86名  | 45名       | 6名     |
| 障害者を対象とした選考 | 8名   | 3名        | 0名     |

## 8 問い合わせ先

大阪府豊能地区教職員人事協議会 採用グループ

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号（豊中市役所内）

TEL (06) 6858-3341

FAX (06) 6858-3316

ホームページ：<https://toyono-jinjikyo.com/>

(右QRコードからもアクセスできます)



※この受験案内は、申込から採用までの手続きを記載していますので、申込する人は大切に保存しておいてください。

### 非常災害時等の対応について

地震、台風などによる非常災害時や交通機関の事故などによる遅延・運休、新型コロナウイルス感染症拡大により再度緊急事態宣言が発令された場合等で、やむを得ず選考会場・選考日程・集合時刻等を変更する場合は、大阪府豊能地区教職員人事協議会ホームページでお知らせします。

【地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条】

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※【地方公務員法 附則（平成11年12月8日法律第151号）第3条】

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

※【民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）第3条】

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規程による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

- 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。